

事 務 連 絡
令和3年3月31日

都道府県多文化共生施策担当課長 殿
政令指定都市多文化共生施策担当課長 殿

出入国在留管理庁在留管理支援部
在留支援課補佐官 田 中 敏 之

新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援等について（情報提供）

平素から出入国在留管理行政に御理解・御協力賜りありがとうございます。

技能実習生等に対する雇用維持支援の継続及び日系四世受入れ制度に係る要件の見直しについて、下記及び別添のとおりお知らせします。

つきましては、各都道府県におかれましては、管内市町村（指定都市を除く。）の多文化共生施策担当部局への周知に御協力をお願いします。

なお、外国人受入環境整備交付金の交付決定を受けた市町村に対しては、出入国在留管理庁から本件内容等について直接お知らせしていることを申し添えます。

記

1 雇用維持支援について

在留資格「特定活動（雇用維持支援）」で在留した期間が1年に達する者について、新型コロナウイルス感染症の影響により本国等への帰国が困難と認められるときに限って、引き続き在留を認めることとした。

2 日系四世受入れ制度に係る要件の見直しについて

本制度の利用促進を図るため、日本語能力要件の見直しを行った。

添付物

- 1 雇用維持支援について
- 2 日系四世受入れ制度に係る要件の見直しについて

参考

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援

http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri14_00008.html

- 2 日系四世の更なる受入制度

http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00166.html